

# 神流町公共施設等総合管理計画



平成 2 9 年 3 月 策定

令和 4 年 3 月 改訂

## はじめに

近年、全国の地方公共団体において、公共施設等の維持管理費用が問題となっている中、当町においては、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想され、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行い、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっています。

国においては、平成25年11月に「インフラ長寿命化基本計画」が策定され、これに伴い平成26年4月22日付「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」により全国の地方公共団体へ公共施設等総合管理計画の策定要請がありました。

本計画により、貴重な経営資源である公共施設を最大限に有効活用し、健全で持続可能な財政運営の実現を図り、安心安全で適切なサービスを提供するよう努めてまいります。

# 目 次

第1章 町の概要	3
1. 町の沿革、位置と地勢	3
2. 人口と世帯数の推移	4
3. 財政状況	5
4. 公共施設の現状と課題	8
5. 過去に行った対策の実績	11
6. 維持管理・更新等に関わる経費	12
7. インフラ資産の現状と課題	14
8. 公共施設等の有形固定資産減価償却率	17
第2章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	18
1. 計画期間	18
2. 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策	18
3. 現状や課題に関する基本認識	18
4. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	18
5. フォローアップの実施方針	19

## 第1章 町の概要

### 1. 町の沿革、位置と地勢

本町は、縄文時代の遺跡が数多く、そのほか、弥生時代、平安時代の遺跡も発掘されており、神流川の谷を通じて古くから文化の開けた地域でした。

江戸時代には、幕府直轄の天領として山中領に属し、下山郷、中山郷に分けられていました。その後、廃置分合を重ね、明治22年市制町村制が施行され、神川村、中里村となり、明治29年の郡域の変更に伴い、多胡、緑野、南甘楽の3郡を合わせ多野郡となりました。後に、神川村は大正15年に町制施行を経て万場町となり、万場町及び中里村は、昭和の合併を経験することなく、明治時代に確立された町村域のまま110数年を経過した後、平成15年4月、いわゆる「平成の大合併」の県内第1号として神流町が誕生しました。

群馬県の南西部に位置し、東西約18km、南北約13km、面積は114.69km<sup>2</sup>で、東は藤岡市、北は藤岡市及び下仁田町、西は上野村及び南牧村、南は埼玉県秩父市及び小鹿野町と接しています。

標高は、神流町役場が約340m、中里合同庁舎が約425m、最高は赤久縄山の1,522mとなっており、周囲には1,000m前後の山々が連なっています。

土地の状況は、周囲を山々に囲まれているため、平坦地が極めて少なく、林野面積が町の88.3%に及ぶ反面、農地としての水田はなく、急峻な地形を利用した段々畑などの農地面積が1.8%となっています。住宅地は、神流川及びその支流に沿うように僅かな緩斜地に集落が点在しています。

河川は、町名の由来となった神流川が、町の中央部を西から東へ流れ、多くの支流が注いでいます。また、神流川は、国土交通省関東地方整備局が実施する「関東地方の一級河川における水質調査」において、5年連続関東一となるなど毎年上位にランクされています。

地質は、関東山地北縁にあたり、中・古生代の地層が広く分布しています。これらは、南に中生代白亜紀の山中層群、北に中生代三畳紀からジュラ紀の秩父累帯北帯が、東南東から北北西に帯状をなしています。山中層群は、頁岩、砂岩、礫岩からなり、大型化石の産出もみられます。一方、秩父累帯北帯は頁岩、砂岩、チャート、石灰岩を主体としますが、玄武岩や凝灰岩も含まれ、一部に広域変成岩類も認められます。

気候は、1,000m級の山々によって南北二方が塞がれているので、神流川の右岸と左岸で気象条件が異なり、特に、右岸は冬期間における日照条件が悪く、住民生活には厳しい面が多くなっています。

## 2. 人口と世帯数の推移

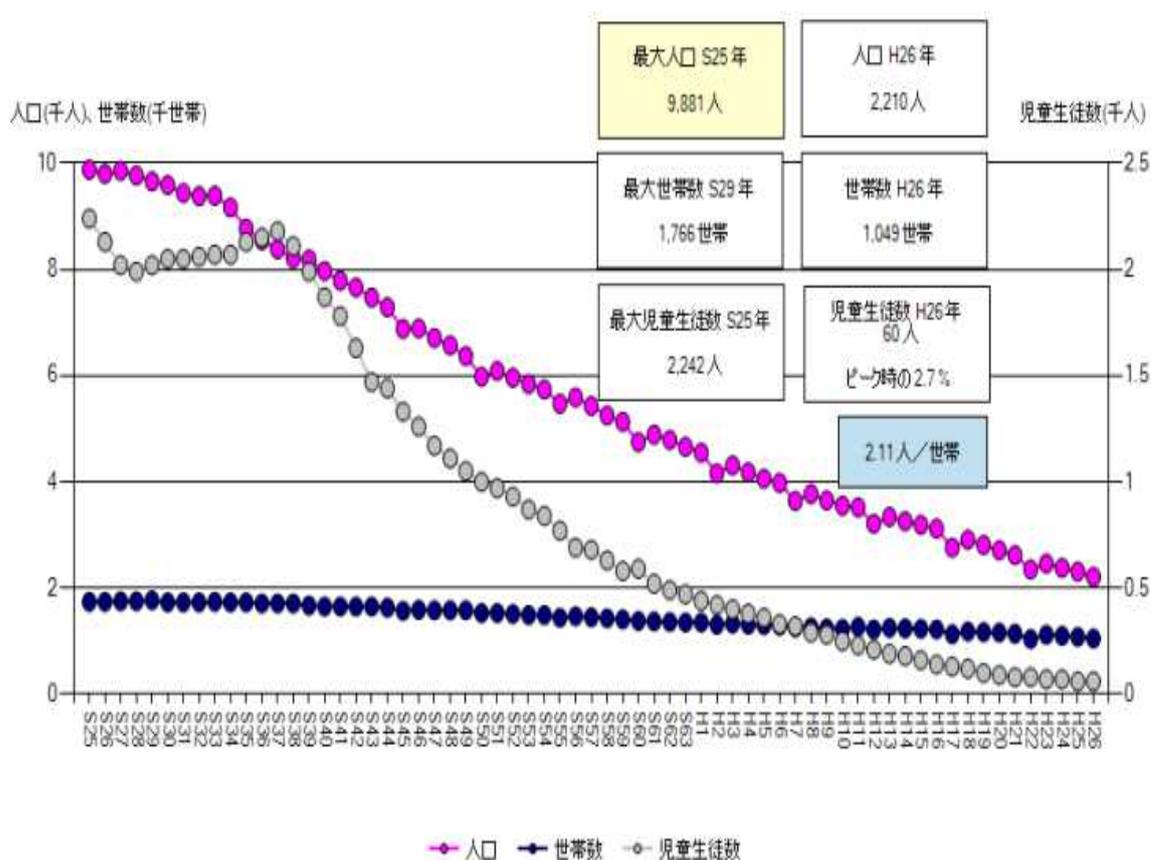
平成 22 年国勢調査によると、日本の総人口は、前回調査に比べ微増（年平均 0.05% 増、平成 17 年から 0.2% 増）となりました。一方、総人口に占める日本人の人口は微減（年平均 0.06% 減、平成 17 年から 0.3% 減）となり、日本人と外国人を分けて統計を取り始めた 1970 年以降、初めて減少に転じ、本格的な人口減少社会になったことが、国勢調査でも裏付けられました。

このような中、本町の人口は、昭和 30 年代の高度経済成長期における都市部への流出により、急激な人口移動をもたらし、昭和 35 年以降は、著しい人口減少となっています。本町において、最も人口が多かった昭和 25 年国勢調査人口 9,881 人に対し、平成 22 年国勢調査では 2,352 人で、実にこの 60 年間に 7,529 人（△76.2%）の減少となっています。

世帯数は、平成 22 年国勢調査が 1,038 世帯で、昭和 25 年の 1,744 世帯と比較すると 706 世帯（△40.5%）減少しています。また、一世帯あたりの人員は、昭和 25 年の 5.67 人から平成 22 年の 2.27 人へと減少しており、単独世帯や核家族世帯などの少人数世帯の増加が、一世帯あたりの人員の減少の要因となっています。

今後も、人口減少は続くと予想され、神流町人口ビジョン・総合戦略の将来推計によると、平成 47 年には、総人口は 1,092 人まで減少すると推計されています。人口構成別にみても、年少人口（0～14 歳）は 80 人（全体の 7%）、生産年齢人口（15～64 歳）は 358 人（全体の 33%）、高齢者人口（65 歳～）は 654 人（全体の 60%）と少子高齢化が今以上に進むと考えられます。

【人口及び世帯数の推移】



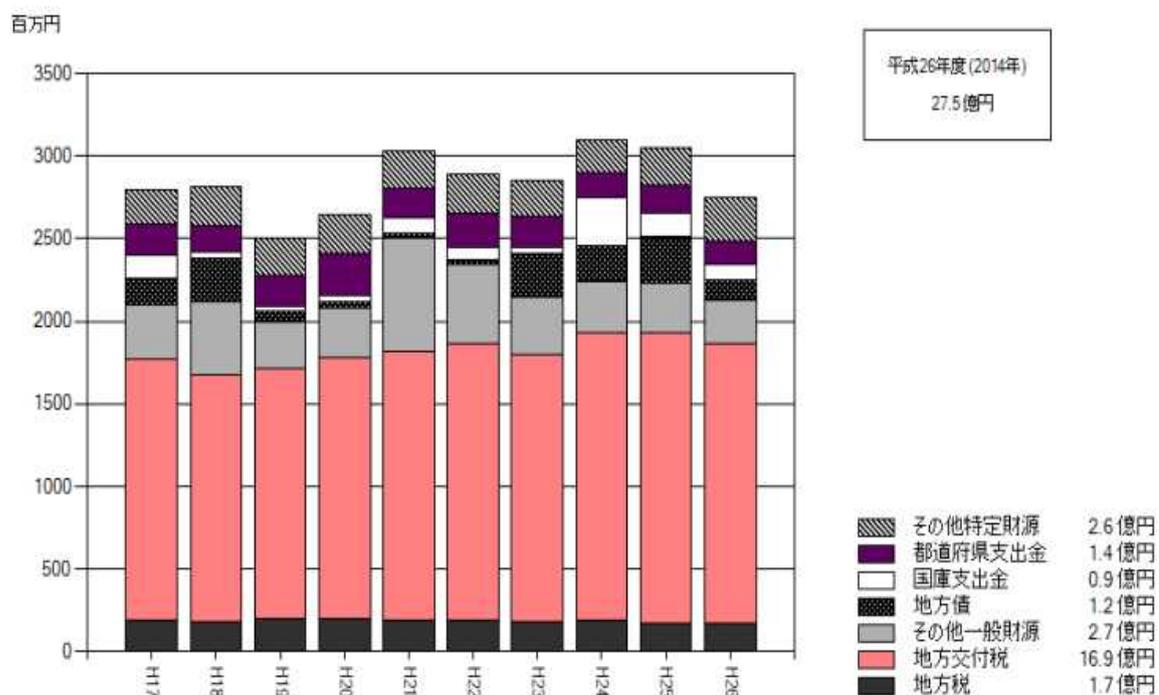
### 3. 財政状況

#### 【歳入】（普通会計決算）

過去10年の歳入における財源をみると地方交付税、国庫支出金、県支出金が大半を占め自主財源に乏しく財政状況が厳しいことが分かります。

平成26年度における歳入総額は27.5億円、うち地方交付税は16.9億円で、歳入総額の61.5%を占め、町税は1.7億円の6.2%に過ぎず、依然として依存財源の割合が高くなっています。本町における地方交付税は、平成15年4月に町村合併をしたことで、合併特例法の規定による合併算定替により交付されてきましたが、11年度目となる平成26年度以降は、段階的に縮減されることになります。

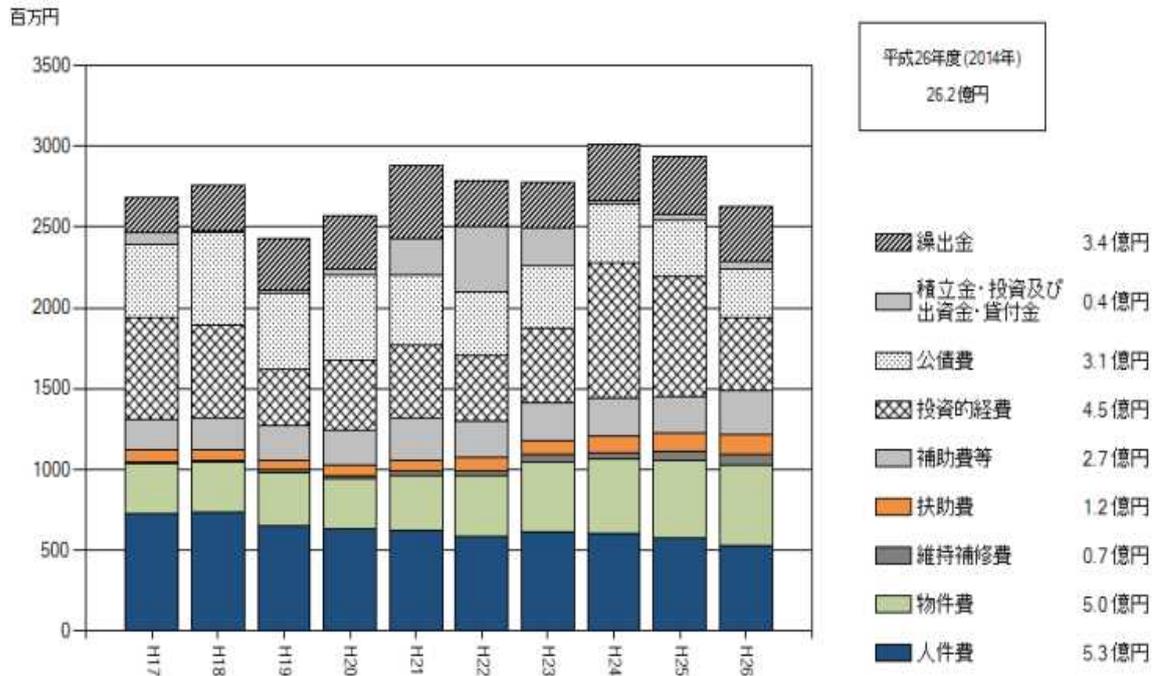
#### 【歳入決算額の推移（普通会計決算）】



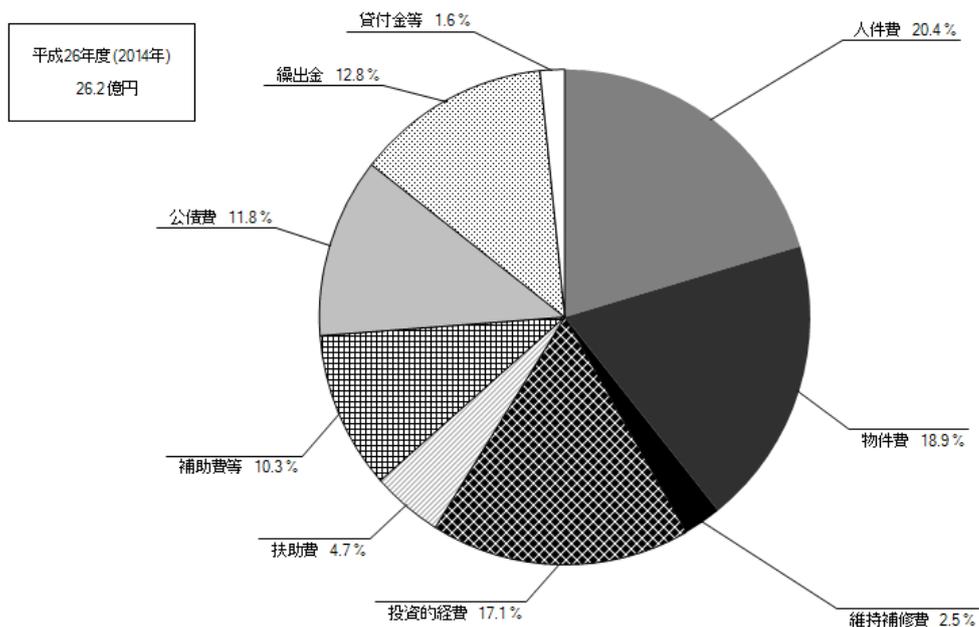
【歳出】（普通会計決算）

平成 26 年度における歳出総額は 26.2 億円、うち人件費、扶助費、公債費からなる義務的経費は 9.6 億円で、歳出全体の 36.6% を占めており、年々減少傾向にあります。また、投資的経費は、最も低い平成 19 年度には 3.5 億円でしたが、最も高い平成 24 年度には 8.3 億円と約 2.4 倍まで膨れ上がっています。

【歳出決算額の推移（普通会計決算）】



【平成 26 年度歳出決算額の性質別内訳（普通会計決算）】



**【今後の財政推移】**

歳入面については、今後も人口減少や企業の業績不振等に伴う町税の減少が予想されることから、大幅な増額は期待できない状況です。

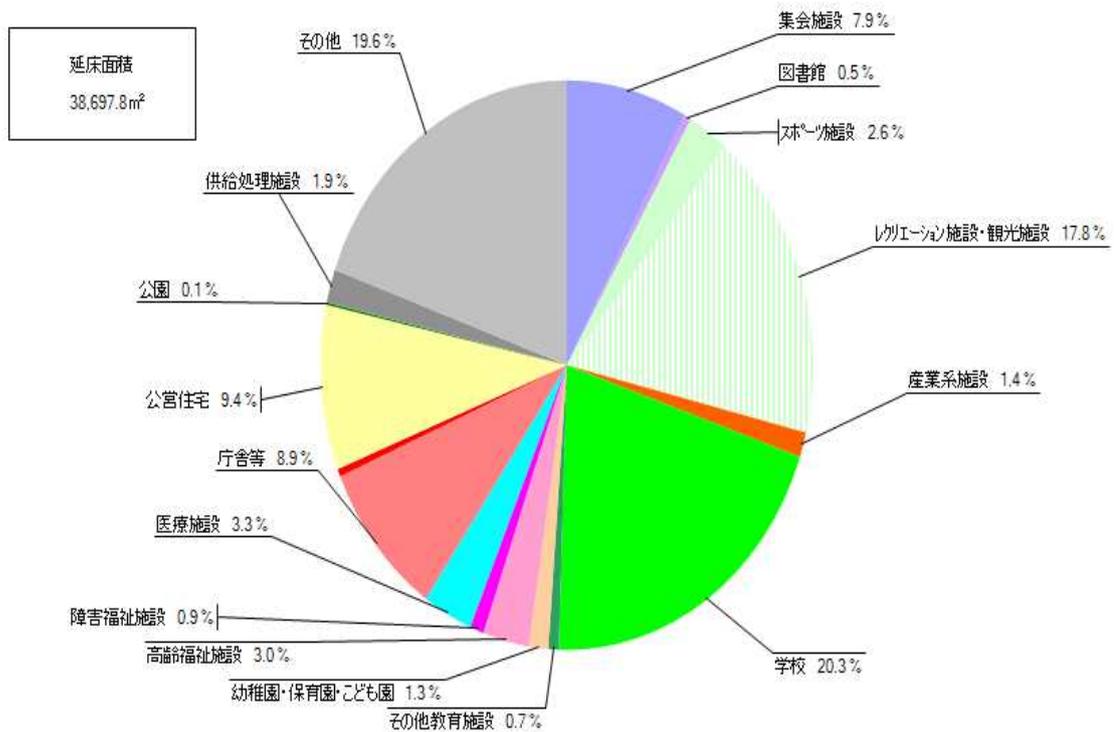
一方、歳出面においては、職員の定員管理等による義務的経費の改善が見込めるが、超高齢社会及び少子化に伴う扶助費等の義務的経費は増加していくことが予想され、本町の財政状況はより厳しくなっていくと考えられます。

#### 4. 公共施設の現状と課題

##### (1) 現状

本町の公共施設数は、平成 27 年 11 月末現在で、50 施設・総延床面積 38,698 m<sup>2</sup>であります。内訳を見ていきますと、学校関連施設(7,856 m<sup>2</sup>、20.3%)が最も多く、その他(7,585 m<sup>2</sup>、19.6%)が続きます。

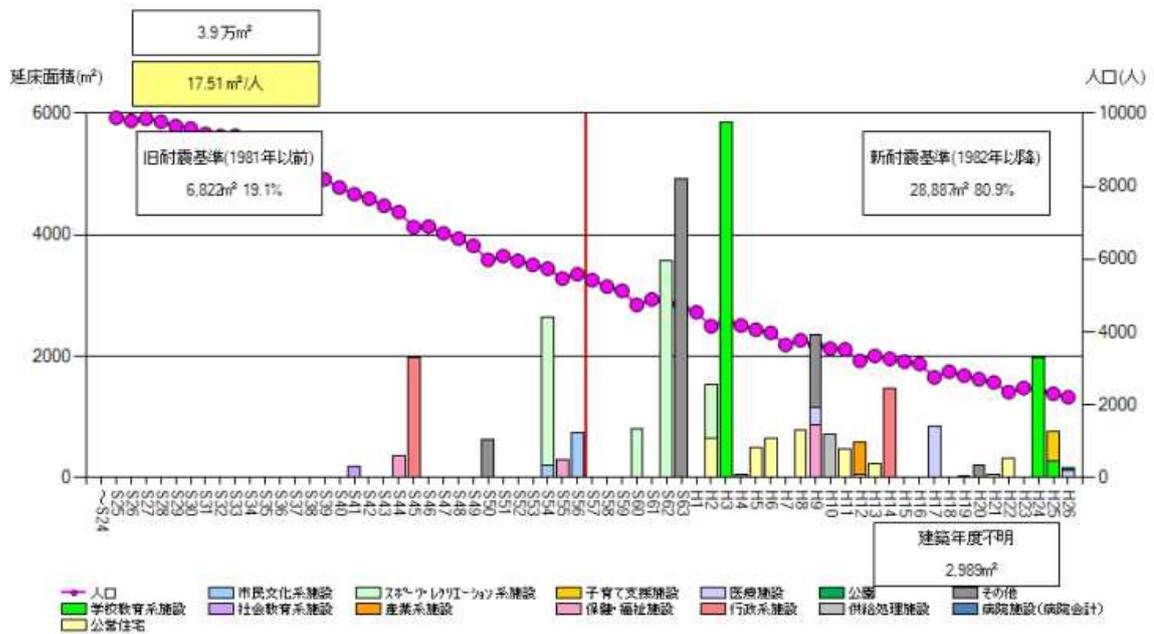
【公共施設の建物面積の内訳】



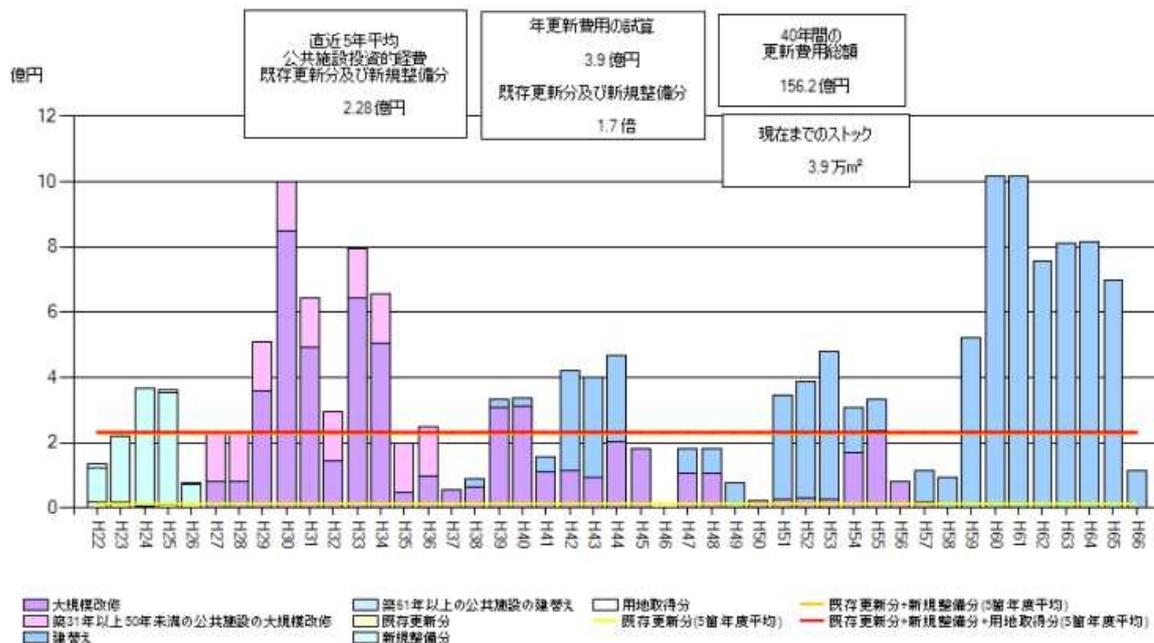
(2) 課題

本町の公共施設は、昭和 62 年から平成 3 年を中心に整備されてきました。築 40 年以上の公共施設が 3,135 m<sup>2</sup>、全体の 8.1%となっており、耐震化未実施施設が 4,220 m<sup>2</sup>、全体の 10.9%を占めています。これらの施設は、早急な大規模改修や建て替え等の更新や統廃合及び耐震化が必要となっています。また、その他の施設も今後 20 年のうちに更新時期をむかえるため、更新費用の増大による財政圧迫が課題であります。なお、現在ある公共施設をそのまま大規模改修を行い耐用年数まで使用し、同じ規模で建て替えると、40 年間で 156.2 億円（年平均 3.9 億円）かかると推計されています。

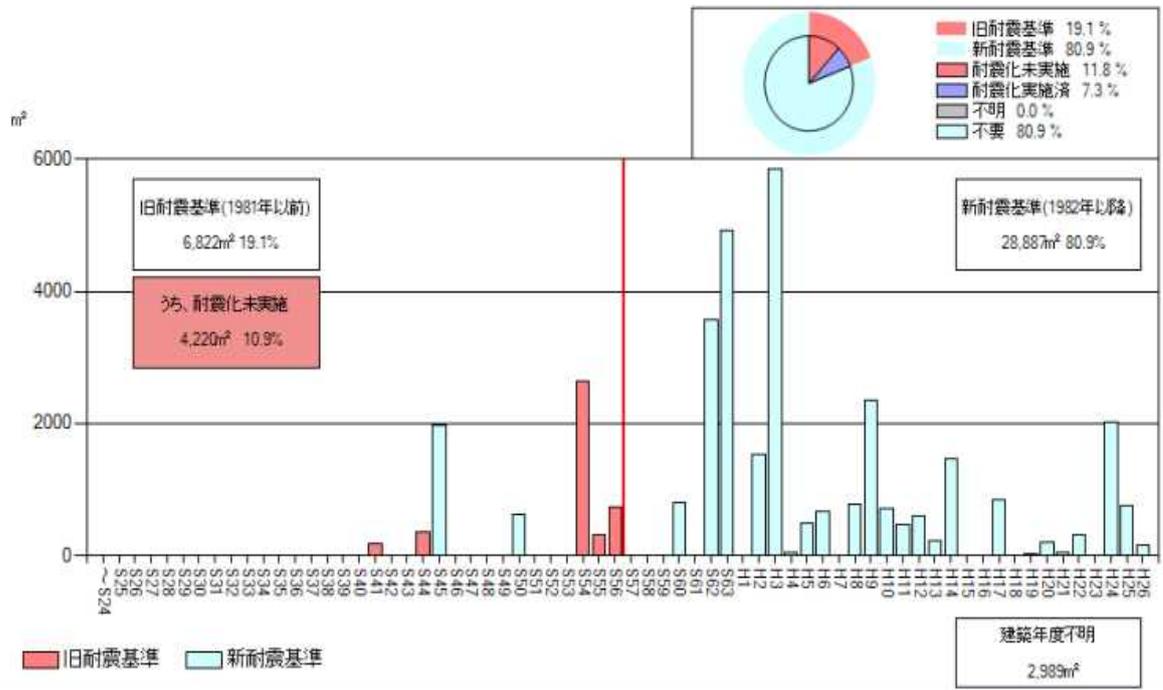
【年度別整備延床面積】



【将来の更新費用の推計】



【耐震化の状況】



## 5. 過去に行った対策の実績

策定した平成29年3月～改訂した令和4年3月までの間に、公共施設マネジメントとして実施した施設は、除却施設6、利活用施設2、更新施設2、長寿命化施設4になります。

除却施設				
施設名	建築年	施設面積	工事内容	工事年
旧ゴルフ場クラブハウス	1998年	4,923 m <sup>2</sup>	解体	2017年
平原ゲートボール場建物	不明		解体	2017年
ふるさと交流室	1988年	430 m <sup>2</sup>	解体	2018年
野外活動管理施設	1982年	137.7 m <sup>2</sup>	解体	2019年
大字神ヶ原居宅	不明	378.67 m <sup>2</sup>	解体	2020年
間物ゲートボール場休憩場	不明		解体	2020年

利活用施設				
施設名	建築年	施設面積	利活用内容	変年
神ヶ原罹災者施設	1998年	81.14 m <sup>2</sup>	医師住宅からの用途変更	2017年
中里中学校資料館	1984年	1,616 m <sup>2</sup>	教室の貸出	2017年

更新施設				
施設名	建築年	施設面積	工事内容	工事年
平原集会所	2017年	73 m <sup>2</sup>	区所有の集会所を壊し、町で一部補助	2017年
第8分団格納庫	2017年	19.87 m <sup>2</sup>	区所有の集会所を壊し、町で一部補助	2017年

長寿命化施設				
施設名	建築年	施設面積	工事内容	工事年
万場小学校体育館	1979年	879 m <sup>2</sup>	大規模改修	2017年
恐竜センター	1987年	403 m <sup>2</sup>	大規模改修	2018年
はこだたみキャンプ場	1994年	29 m <sup>2</sup> ×5棟	大規模改修	2018年
道の駅 万葉の里	2000年	546 m <sup>2</sup>	大規模改修	2019年

## 6. 維持管理・更新等に関わる経費

### (1) 対策実績額

5. 過去に行った対策の実績で示した表に関わる更新施設及び長寿命化施設の経費は以下の通りとなります。

(千円)

更新施設				
施設名	建築年	施設面積	工事内容	経費
平原集会所	2017年	73 m <sup>2</sup>	区所有の集会所を壊し、町で一部補助	15,296 (区負担金) 内 915
第8分団格納庫	2017年	19.87 m <sup>2</sup>	区所有の集会所を壊し、町で一部補助	4,738 (区負担金) 内 284

(千円)

長寿命化施設				
施設名	建築年	施設面積	工事内容	経費
万場小学校体育館	1979年	879 m <sup>2</sup>	大規模改修	391,068
恐竜センター	1987年	403 m <sup>2</sup>	大規模改修	231,116
はこだたみキャンプ場	1994年	29 m <sup>2</sup> ×5棟	大規模改修	75,244
道の駅 万葉の里	2000年	546 m <sup>2</sup>	大規模改修	126,268

### (2) 充当可能な地方債・基金

3.財政状況でも記載しましたとおり、本町の財政状況はより一層厳しくなる一方です。交付税措置等の有利な地方債の借入も積極的に行うつもりですが、将来への負担額が増えることも懸念されるため、各年度の決算時に算出される剰余金や、財政調整基金からの振り替え等により、平成27年度から設置した神流町公共施設等整備基金へ積み立て、大規模改修や除却事業のピーク時には取崩しを行い、必要経費の財源として見込みます。

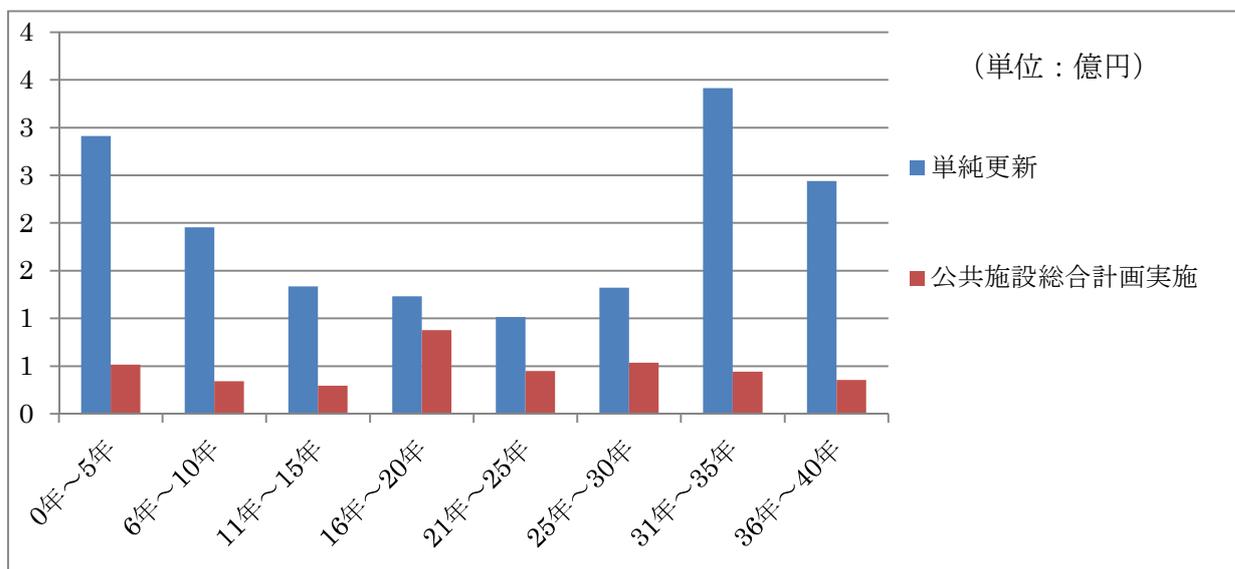
### (3) 公共施設等の維持管理・更新等に係る中期的な経費の見込

公共施設等の維持管理や改修・建替（更新）に関する中長期の経費見込について、公共建築物については、現在保有している全ての施設を耐用年数経過に全て単純更新した場合と、公共施設再編計画に示す方針どおりに実施した場合の比較を行います。

### 【試算条件】

項目	単純更新の場合	再編計画を実施した場合
改修等の規模	全ての施設を現在と同規模で改修・建替。	継続する施設は現在同規模で改修・建替。譲渡や廃止等を予定する施設は改修等を行わない。
改修等の時期	建築後 30 年目で大規模改修、60 年目で建替。	建築後 20 年目と 60 年目で中規模改修、40 年目で大規模改修、80 年目で建替。
改修等の単価	大規模改修及び建替は総務省単価。	大規模改修及び建替は総務省単価。中規模改修は大規模改修単価の半額で算定。
維持管理経費	全ての施設を同規模で継続するものとして算定。	再編計画に基づき、譲渡や廃止等を予定する施設は算定しない。

計画策定時の 2015 年から 2054 年までの推計を行うと以下のグラフになります。



単純更新の場合、2015年～2054年までの間に156.2億円の更新費用がかかりますが、同じ年数で公共施設総合計画に沿って試算すると37.8億円となります。2055年～2085年にかけて48.5億円がかかり、2015年～2085年の70年間で総額86.3億円となります。

将来負担額の平準化を行い、施設の除却も含めており、単純更新よりも44.7%の減少を試算しました。除却施設の中には、福祉施設としての保健センターや文化施設の図書館等、建築された年よりも人口が半数以上も下回る現在においては、施設利用の低迷などが理由となっています。

また、2015年からの試算を行っていますが、改訂年において、すでに除却した施設もあるため、試算値が急激に落ちています。

## 7. インフラ資産の現状と課題

### (1) 現状

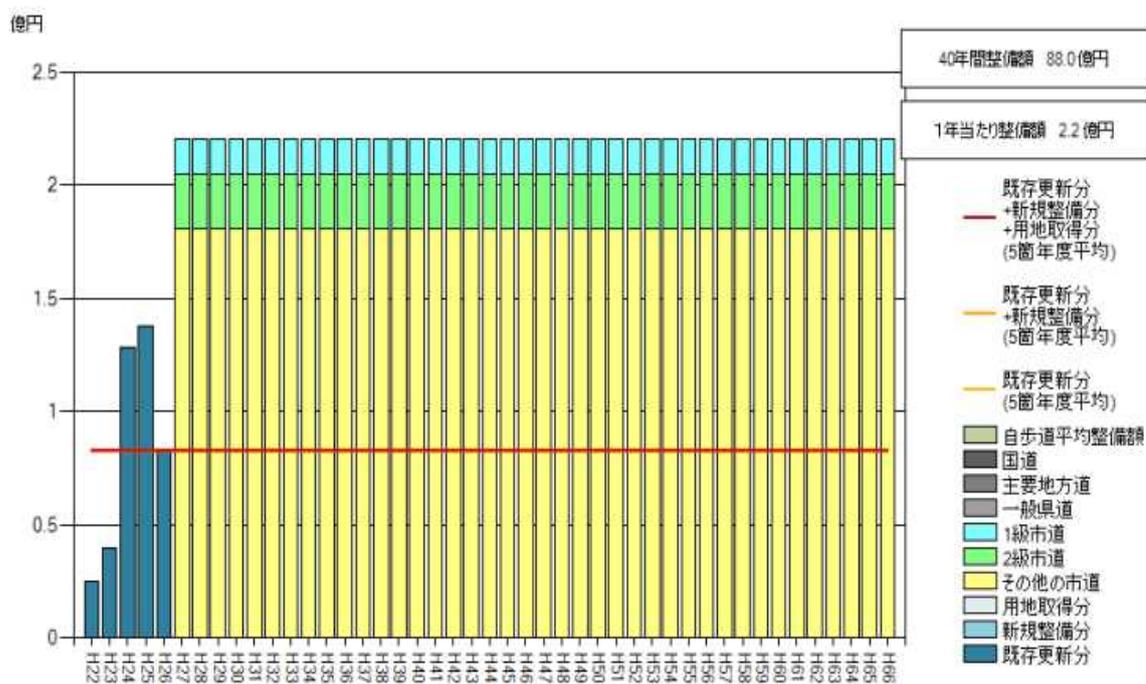
本町のインフラ資産については、町道延長 244,200m、橋梁延長 1,646m、簡易水道管路延長 60,480mとなっています。

### (2) 課題

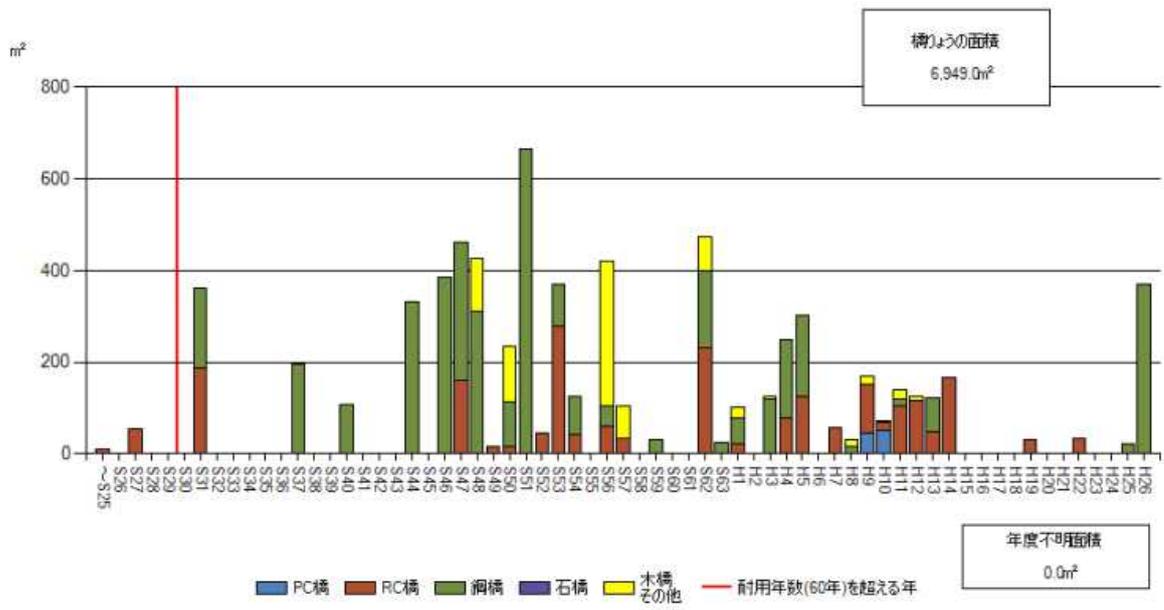
本町のインフラ資産においても老朽化が問題となっており、特に、橋梁においては、今後 30 年以内にほとんどの橋梁が耐用年数 60 年を経過し、更新費用の増大が懸念され、厳しい財政状況の中でどのように維持管理していくかが課題となっています。

なお、具体的に更新費用をみていきますと、道路（町道）におきましては、40 年間で 88 億円（年 2.2 億円）の費用がかかります。橋梁においては、40 年間で 26.5 億円（年 0.7 億円）の費用がかかります。簡易水道の管路におきましては、ここ数年をピークに 40 年間で 24.2 億円（年 0.6 億円）の費用がかかります。

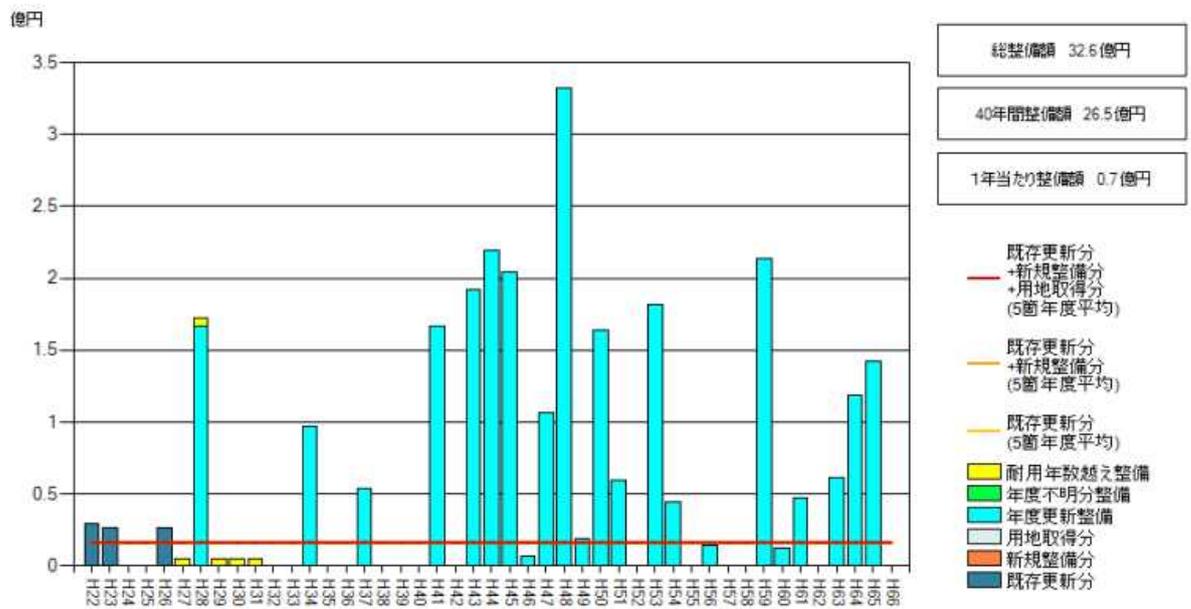
【分類別面積による将来の更新費用の推計（道路）】



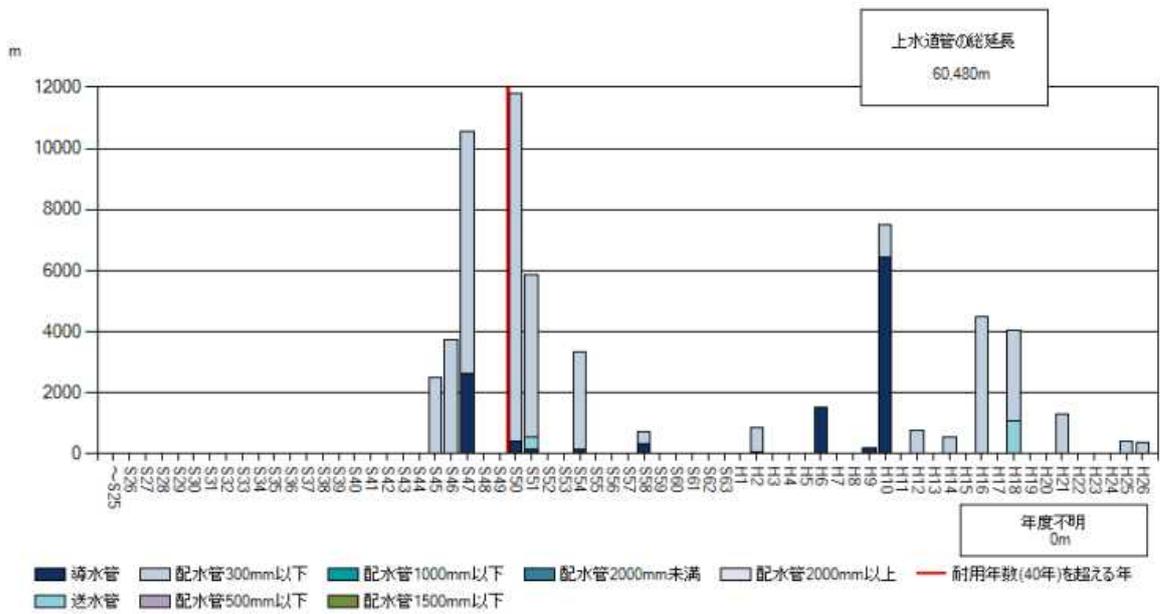
【橋梁の構造・年度別整備面積】



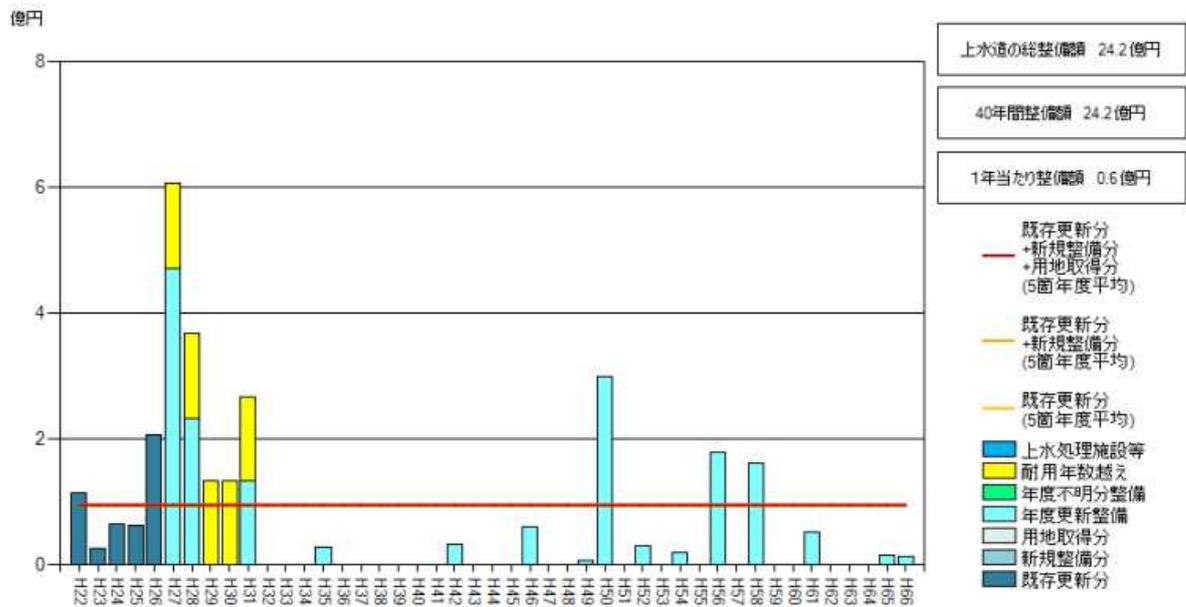
【構造別面積による将来の更新費用の推計（橋梁）】



【簡易水道管路の年度別整備延長】



【年度別延長による将来の更新費用の推計（簡易水道管路）】



## 8. 公共施設等の有形固定資産減価償却率

公共施設等の有形固定資産減価償却率は次の計算式で表しています。

$$\text{有形固定資産減価償却率} = \text{減価償却累計額} / \text{取得価格（再調達価格）}$$

有形固定資産のうち、土地以外の償却資産（建物や工作物等）の取得価格に対する減価償却累計額の割合を計算することにより、法定耐用年数に対して減価償却がどこまで進んでいるか把握することができます。これは、施設の老朽度合や、施設の安全性の低さを直接的に示すものではありません。

また、長寿命化工事により使用期間の延長を図ることができますが、有形固定資産減価償却率はその延長効果を示すものではありません。

	分類名	取得価格／ 再調達価格 (千円) A	減価償却累 計額(千円) B	帳簿価格 (千円) A-B	有形固定資 産減価償却 率 B/A
1	公営住宅	970,629	615,879	354,750	63.5%
2	港湾・漁港	—	—	—	—
3	保育所	187,776	51,925	135,851	27.7%
4	学校施設	2,067,259	737,159	1,330,100	35.7%
5	児童館	—	—	—	—
6	公民館	—	—	—	—
7	図書館	—	—	—	—
8	体育館・プール	228,282	182,497	45,785	79.9%
9	福祉施設	27,360	27,360	0	100.0%
10	町民会館	—	—	—	—
11	一般廃棄物処理施設	724,294	444,066	280,228	61.3%
12	保健センター・保健所	842,217	355,656	486,561	42.2%
13	消防施設	65,346	36,455	28,891	55.8%
14	庁舎	691,866	359,790	332,076	52.0%
	<b>公共建築物合計</b>	<b>5,805,029</b>	<b>2,810,787</b>	<b>2,994,242</b>	<b>48.4%</b>
15	道路	23,693,409	9,581,093	14,112,316	40.4%
16	橋りょう・トンネル	3,272,134	2,354,015	918,119	71.9%
17	水道事業	3,618,505	2,292,507	1,325,998	63.4%
	<b>インフラ資産合計</b>	<b>30,584,048</b>	<b>14,227,615</b>	<b>16,356,433</b>	<b>46.6%</b>
	<b>公共施設等合計</b>	<b>36,389,077</b>	<b>17,038,402</b>	<b>19,350,675</b>	<b>46.8%</b>

年度	減価償却累計額	有形固定資産（償却資産）額	有形固定資産減価償却率
R元	17,038,402 千円	36,389,077 千円	46.8%
H30	16,168,263 千円	39,047,469 千円	41.4%
H29	15,187,705 千円	35,186,026 千円	43.1%

※減価償却累計額等（全体）の推移

## 第2章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

### 1. 計画期間

本計画は、平成28年度から令和12年度までの15年間計画とします。なお、期間内であっても必要に応じ適時見直すものとします。

### 2. 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

公共施設等の管理については、現状、施設類型（道路、学校等）ごとに各課局において管理され、必ずしも公共施設等の管理に関する情報が全庁的に共有されていないことから、総合的かつ計画的に管理することができるよう、公有財産管理課を中心とした全庁的な体制を構築します。

### 3. 現状や課題に関する基本認識

第1章で記載したとおり、本町の人口は、平成22年において2,352人となっていますが、平成47年には1,092人まで減少すると推計されています。

財政面においては、税収の減少をはじめとした影響により財源の確保が一層厳しさを増し、さらには、少子高齢化の進行による扶助費等の増加も重なるため、財政圧迫が課題とされています。

このような状況により、公共施設等の維持管理の必要性がますます高まっています。本町は、少子高齢化が非常に進行しているため、公共施設の利用率や効用を勘案し、統廃合や耐震化を含む適切な施設整備が必要となっています。

### 4. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

#### (1) 点検・診断等の実施方針

点検・診断を定期的に行い、その履歴を集積・蓄積し、計画の見直しや老朽化対策に活かします。

#### (2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

国が示している【新しく造ること】から【賢く使うこと】を基本理念として、利用率や効用及び老朽度合い等を総合的に勘案し、維持管理・修繕・更新等を実施します。特に、新規及び建て替えを行う場合は、既存の公共施設との複合化を検討します。

#### (3) 安全確保の実施方針

点検・診断等により高度の危険性が認められた公共施設については、早急に修繕・更新を行い、利用率の低い施設は廃止・解体も検討します。

#### (4) 耐震化の実施方針

第1章の中で記載したとおり、本町全体の約10.9%の公共施設においては、耐震化が実

施されていないのが現状であります。特に、利用率及び効用が高い施設は、施設利用者が安心・安全に活用できるよう早急に耐震化する必要があります。また、災害時に避難所となっている施設も同様に耐震化を早急に検討します。

#### (5) 長寿命化の推進について

定期的な点検・診断により、早期段階に予防的な修繕等を実施することで、事業費の大規模化を回避し、財政負担の平準化及び施設の長寿命化を図ります。

#### (6) ユニバーサルデザイン化の推進方針

高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準をもとに、指定避難所の改修や学校等の教育施設を改修し、ユニバーサルデザイン化の充実を図ります。

#### (7) 統合や廃止の推進方針

利用率及び効用が見込まれない施設は、点検・診断や耐震化等をふまえ、議会や住民と十分調整したうえで、統合や廃止を検討します。

#### (8) 総合的かつ計画的な管理を実施するための体制の構築方針

当計画は、担当課のみならず全庁的に取り組む必要があるため、全職員向けの研修会及び担当職員の実務研修も実施し、当計画の充実を図ります。

#### (9) 公共施設等の適正化

##### ① 公共施設

第1章でも説明しましたが、今ある公共施設をそのままの規模で大改修及び建て替えを行った場合、年3.9億円の更新費用がかかり、ここ5年の公共施設に要した普通建設事業費及び維持管理費の合計の平均費用(年2.28億円)の1.7倍となります。計画期間中においては、ここ5年の平均費用となるよう更新費用の平準化を行います。

##### ② インフラ資産

インフラ資産においては、推計で年3.5億円の更新費用となっていますが、今後5年間で更新費用のピークであり、その費用は28.5億円に上り、更新費用が短期間に集中しないよう更新費用の平準化を行います。

#### (9) PPP/PFIの活用

民間の技術・ノウハウ、資金等を積極的に活用し、より効率的に公共施設等の整備・管理を行っていきます。

### 5. フォローアップの実施方針

当計画の進捗状況を5年毎に評価し、必要に応じて当計画の見直しを行っていきます。また、見直し方法として、各課で策定した施設類型の長寿命化計画や個別施設計画との整合性を計り、個別施設計画の施設毎の個表を元に評価していきます。